

宿 泊 約 款

(適用範囲)

第 1 条 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款の定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、

2 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

(宿泊契約の申込み)

第 2 条 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。

(1) 宿泊者名
(2) 宿泊日及び到着予定時刻
(3) 宿泊料金(原則として別表第 1 の基本宿泊料による。)
(4) その他当館が必要と認める事項

2 宿泊客が、宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第 3 条 宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。

3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条及び第 1 8 条の規定を運用する事態が生じたときは、違約金について賠償金の順序で充当し、残額があれば、第 1 2 条の規定による料金の支払の際に変換します。

4 第 2 項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限り、

(申込金の支払を要しないこととする特約)

第 4 条 前条第 2 項の規定にかかわらず、当館は契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当館が前条第 2 項の申込み金の支払を求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第 5 条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

(1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
(2) 満室により客室の余裕がないとき。
(3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
(4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
(5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
(6) 天災、施設の故障、その他やむをえない事由により宿泊させることができないとき。
(7) 福井県旅館業施設の衛生措置条例第 1 1 条(第 号)の規定に該当するときの基準に関する。

(宿泊客の契約解除権)

第 6 条 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第 3 条第 2 項の規定により当館が申し込金の支払期日を指定してその支払を求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第 2 に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第 4 条第 1 項の特約に応じた場合に合つては、その特約に応じるに当たって宿泊客が宿泊契約を解除したときに限り、

3 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 8 時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたもの)とみなし処理することがあります。

(当館の契約解除権)

第 7 条 当館は次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。

(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められる時、又は、同行行為をしたと認められる時。
(2) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められる時。
(3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められた時。
(4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることが出来ない時。
(5) 福井県旅館業施設の衛生措置に関する条例第 1 1 条(第 号)の規定に該当する時。
(6) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わない時。

2 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除した時は、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第 8 条 宿泊客は、宿泊日当日、当館フロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

(1) 宿泊客の氏名・年令・性別・住所及び職業
(2) 外国人にあつては、国籍・旅券番号・入国地及び入国年月日
(3) 出発日及び出発予定時刻
(4) その他当館が必要と認める事項

2 宿泊客が第 1 2 条の料金の支払を旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとする時は、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第 9 条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後 3 時から翌朝 1 0 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することが出来ます。

2 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

(1) 超過 3 時間までは、室料相当額の 3 0 %
(2) 超過 6 時間までは、室料相当額の 6 0 %
(3) 超過 6 時間以上は、室料相当額の 1 0 0 %

3 前項の室料相当額は、基本宿泊料の 7 0 % とします。

(利用規則の遵守)

第 1 0 条 宿泊客は、当館内においては、当館が定めた利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第 1 1 条 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は、備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等でご案内します。

(1) フロント・キャッシャーサービス等サービス時間	イ 門 限	2 3 時 0 0 分
	ロ フロントサービス	7 時 0 0 分～2 2 時 0 0 分
	ハ エクスチェンジサービス	時 分～ 時 分
(2) 飲食等(施設)サービス時間	イ 朝 食	午前 7 時 0 0 分～午前 9 時 0 0 分
	ロ 昼 食	午前 1 1 時 0 0 分～午後 2 時 0 0 分
	ハ 夕 食	午後 6 時 0 0 分～午後 9 時 0 0 分
	ニ その他飲食等	午後 7 時 0 0 分～午後 8 時 0 0 分
(3) 附帯サービス施設時間		午後 時 分～午後 時 分

(料金の支払い)

第 1 2 条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。

2 前項の宿泊料金等はの支払は通貨又は当館が定めた旅行小切手、宿泊券クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になった後、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当館の責任)

第 1 3 条 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えた時は、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでない時は、この限りではありません。

2 当館は、消防機関から進火マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室が提供出来ない時の取り扱い)

第 1 4 条 当館は、宿泊客に契約した客室を提供出来ない時は、宿泊客の了解を得て、出来る限り同一条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとし、

2 当館は前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋が出来ない時は、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害補償額に充当します。ただし、客室が提供出来ない事について、当館の責めに帰すべき事由がない時は、補償料を支払いません。

(寄託物当の取り扱い)

第 1 5 条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について滅失、毀損等の損害が生じた時は、それが不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の申告を求めた場合であつて、宿泊客がそれを行わなかった時は、当館は 1 5 万円を限度としてその損害を賠償します。

2 宿泊客が当館内にお持ち込んだ物品又は現金並びに貴重品であつて、フロントにお預けならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じた時は、当館はその損害を賠償します。ただし宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては 1 5 万円を限度として当館はその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第 1 6 条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解した時に限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が申明した時当館は、当該所有者に連絡するとともにその支持を求めるものとし、ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が申明しない時は、発見日を含め 7 日間保管し、その後、最寄の警察署に届けます。

3 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第 1 項の場合にあつては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあつては同条第 2 項の規定に準じるものとし、

(駐車場の責任)

第 1 7 条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両キーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであつて、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えた時は、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第 1 8 条 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被つた時は、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第 1 宿泊料金の算定方法(第 2 条第 1 項及び第 1 2 条第 1 項関係)

		内 訳
宿泊客が支払うべき金額	宿泊料金	① 基本宿泊料(室料+朝・夕食料) ② サービス料(①×15%)
	追加料金	③ 追加飲食(朝・夕食以外の飲食料)及びその他の利用料金 ④ サービス料(③×15%)
税 金	イ 消費税	
	ロ 特別地方消費税	ハ 入湯税(温泉地のみ)

備考 1. 基本宿泊料は、フロントに掲示する料金表によります。
2. 子供料金は小学生以下に適用し、大人に準じる食事と寝具を提供した時は、大人料金の 7 0 %、子供用食事と寝具を提供した時は 5 0 %、寝具のみを提供した時は 3 0 % をいただきます。
寝具及び食事を提供しない幼児については、1 名 1, 0 0 0 円をいただきます。(幼児料金を設定する旅館に限る)

別表第 2 違約金(第 6 条第 2 項関係)

	不 泊	当 日	前 日	2 日 前	3 日 前	5 日 前	6 日 前	7 日 前	8 日 前	1 4 日 前	1 5 日 前	3 0 日 前
1 4 名まで	100 %	100 %	50 %	30 %	30 %							
1 5 名～ 3 0 名まで	100 %	100 %	50 %	30 %	30 %	30 %						
3 1 名から 1 0 0 名まで	100 %	100 %	80 %	50 %	30 %	30 %	20 %	20 %	10 %	10 %		
1 0 1 名以上	100 %	100 %	80 %	50 %	50 %	30 %	30 %	30 %	15 %	15 %	10 %	10 %

(注) 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1 日分の(初日)の違約金を収受します。
3. 団体客(15 名以上)の一部について契約の解除があつた場合、宿泊の 1 0 日前(その日より後に申込みをお受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の 1 0 % (繰越が出た場合は切り上げる。)にあたる人数については、違約金はいただきません。